

令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務受託者公募に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、県内に食品関連の事業所を有する小規模事業者を対象に、EC サイト出店に向けた事前セミナーの開催や出店作業のサポートを行うとともに、対象事業者の商品を特集した WEB 物産展を開催することにより、販路開拓を支援することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期限 契約締結の日から令和9年2月28日まで

(5) 提案額 12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 競争参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

エ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

オ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

3 担当部局

茨城県産業戦略部中小企業課 団体支援グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3554 FAX 029-301-3569 E-mail: shoryu2@pref.ibaraki.lg.jp

4 提出書類及び部数

(1) 企画提案提出書（鑑）（様式1） 1部

(2) 会社、団体の概要（様式2） 1部

(3) 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 1部

(4) 資格要件に係る申立書（様式4） 1部

(5) 企画提案書（様式なし） 6部

企画提案書の内容には、以下の事項を記載すること。

① 事業企画案

別紙仕様書を基に、事業の実施方針及び具体的な実施方法等を提案すること。

② 工程計画

業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。

③ 実施体制

ア 実施体制（要員の配置予定、役割分担等）

イ 配置人員、セミナー講師の職歴・業務経歴等

④ 再委託等の有無及び予定先

⑤ 費用見積額 ※項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時必着

(2) 提出先 担当部局に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

1	確実性〔提案の適切性〕
2	実施体制等〔人員の確保等〕
3	独創性〔創意工夫〕
4	経費〔経費の適切性〕
5	スケジュール等〔スケジュール、実績等〕

7 質問の受付

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和8年5月26日（火）から令和8年6月2日（火）まで、上記担当部局にて電子メールにより受け付ける。

(2) 質問に対する回答日時及び方法

質問に対する回答は令和8年6月4日（木）午後5時までに電子メールにより行う。

8 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。